

日露戦争前後における

日高沿岸の海運状況 (民営自由時代)

函館 起点	船 数	屯 数	旅 客	貨 物	航海 数
明治三十九年航海統計	八〇	四〇、一七七	五、三三八	二一、三一一	四一七
明治四十年航海統計	七〇	四六、九九七	六、〇六二	一九、六七一	

函館—浦河間汽船運賃表

品 目	年	明治四十一年	明治四十三年
		最低	最高
米 (百石)		二五円〇〇—三〇円〇〇	三〇円〇〇—三三円五〇
粕 (〆)		五〇.〇〇—六五.〇〇	三三.〇〇
長切 (〆)		一四五.〇〇	四五.〇〇

3 当代の電信郵便年譜

明治十九年……浦河、幌泉の電信取扱所は電信局と改称した。

明治二十二年……五月静内郵便局で電信取扱を開始した。

明治三十一年……三石郵便局で電信事務が取扱われるようになった。この頃原野の奥にいたってはなお集配の不便が免れなかった。

明治四十一年……二月秋伏郵便局電報取扱開始。

明治四十四年……門別に電信線架設、

明治十九年……三月二十五日、官制の改正により浦河郵便局は三等郵便局と改称した。同年七月十六日郵便局と電信取扱所が合併となり、浦河郵便電信局 (三等) と改称した。

明治二十二年……佐瑠太の郵便局が門別に移転した。

明治二十五年……六月一日浦河郵便電信局は電信為替事務の取扱を開始した。

明治二十九年……七月一日、浦河郵便電信局は、小包郵便物の取扱を開始した。

同年門別局は為替貯金事務取扱を開始した。

明治三十年頃……日高における郵便局は、門別、下ヶ方 (静内) 姨布 (三石) 浦河、様似、幌泉とや、遅れて小越、麻野 (明治十六年六月一日開設) 猿留 (目黒) 明治十一年十一月開設の九カ所となった。原野の奥はなお集配の不便は免れなかった。札幌より十勝、釧路、根室および北見の東部にいたる郵便物は、みな前記九カ所の地を経過した。

明治三十二年……九月一日、平取郵便局開設、

明治三十四年……十二月二十日、東静内郵便局開設

明治三十五年……十一月十六日、秋伏郵便局設立、為替、貯金郵便の取扱を開始した。

明治三十六年……四月一日、浦河郵便電信局を浦河郵便局 (三等) と改称した。

同年十二月十日、静内町字御園郵便局開設

明治四十一年……三月二十六日、歌笛郵便局開設

明治四十三年……六月五日、三石町字本桐郵便局および西舎郵便局開設、同年舞舞郵便局開設

一〇 警防と法務

明治十九年、三県制を廃し、北海道庁が置かれた。翌二十年には郡役所在地に警察を置いた。明治十九年十二月以降は郡区長をして警察署長を兼ねさせ郡区行政事務と警察事務を兼摂させる制度となった。さらに明治二十年一月十五日庁令第二十号をもって浦河警察署が創設されるとそれに伴い同年五月二十日庁令第五十三号をもって幌泉警察署は廃止となり浦河警察署に所属させ幌泉分署として明治二十二年に静内 (下々方) 沙流 (門別) 三石、様似分署と共に再出発した。二十九年十一月には郡長が廃され支庁長を置き、三十年には浦河の郡役所を廃して浦河支庁が置かれるようになると、従来の郡長の警察署長ならびに戸長の分署長兼任が解かれ、専任の警察署長、分署長が置かれるようになった。この初代浦河警察署長に警部小野岡堯敏が任命された。

明治十八年幌泉に移った治安裁判所 (後の簡易裁判所) は明治三十年再び浦河に復帰した。三十九年四月一日様似、三石の二分署

は廃止されて、それぞれ類似および旗布（現三石）巡査部長派出所となり、同時に沙流（門別）分署を廃して下ヶ方（静内）分署の所轄とした。

明治二十年……明治十九年司法省令甲第四号により浦河登記所設置し、登記事務を開始した。（幌泉村）
 明治二十三年……十一月一日裁判所構成法施行により幌泉治安裁判所は幌泉区裁判所と改称した。
 （幌泉治安裁判所検事局は幌泉区裁判所検事局と改称）

明治二十七年……三月三十一日幌泉区裁判所を浦河に移し浦河区裁判所と称した。

明治二十九年……三月三十一日幌泉区裁判所検事局を浦河に移し浦河区裁判所検事局と称した。同年七月二十三日庁舎を現在地に起した。

明治三十年……三月十六日庁舎竣工、同年四月十五日新庁舎開庁、浦河登記所廃止

明治三十一年……戸籍に関する事務取扱開始、日高管内七郡を管轄

明治三十二年……二月十三日司法省令第三号をもって管轄区域を日高一円と改正された。

以上（簡易裁判所、検察庁、法務局三者一体の年譜）

一、神社仏閣

名 称	創設年代	所在地	祭 神
西 舎 神 社	明治四十二年	浦河町字西舎	天御主神（妙見神）相殿神（藤波言忠大人命西忠義大人命）
西 幌 別 神 社	明治不詳	浦河町字西幌別	稻荷大明神
東 幌 別 八 幡 神 社	明治四十年	浦河町字東幌別	八幡大神（応仁天皇）…弓矢の神
乳 吞 稻 荷 神 社	明治二十六年	浦河町東町	伏見稻荷大明神
鱗 別 稻 荷 神 社	明治二十四年	浦河町	宗迦之御魂神、保食之神

繪 笛 神 社	明治二十一年	浦河町字絵笛	三種神器の鏡
東 栄 神 社	明治四十二年	浦河町字東栄	出雲神社祭神
野 深 神 社	明治三十一	浦河町字野深	天照大神大思兼命
姉 茶 神 社	不詳	天河町字姉茶	天照大神
浜 伏 金 比 羅 神 社	明治二十六年	浦河町字浜伏	金比羅大権現
海 辺 神 社	明治三十二年	浦河町字海辺	桃島神社 豊受大神 建御賀豆智神 伊波比立神 比売神 屋根之小屋根命
岡 田 八 幡 神 社	明治二十五年	浦河町字岡田	応神天皇
新 富 神 社	明治四十一年	浦河町字新富	天照皇太神
田 代 天 満 宮	明治三十五年	浦河町字田代	菅原道真
タ ン ネ ド 大 神 宮	不詳	浦河町字朝日丘	天照皇太神
平 宇 神 社	不詳	浦河町字平宇	稻荷神、保食神、事代主命
（稲 荷 神 社）	不詳	浦河町字平宇	稻荷神
冬 島 稻 荷 神 社	明治二十六年	浦河町字冬島	菅田別命 息苦帯姫命
幌 満 八 幡 神 社	明治四十三年	浦河町字幌満	大物主命 崇徳天皇
旭 金 刀 比 羅 神 社	明治四十二年	浦河町字旭	八幡大神 天照大神
延 出 神 社	明治三十二年	浦河町字延出	稻荷大明神
鳶 舞 稻 荷 神 社	明治八年	浦河町字鳶舞	天照大神
本 桐 神 社	明治三十四年	浦河町字本桐	白山比売神 天照大神 熊野権現
歌 笛 神 社	明治三十四年	浦河町字歌笛	
美 野 和 神 社	明治三十四年	浦河町字美野和	
（旧 市 父 神 社）	明治三十九年	浦河町字市父	
御 園 神 社	明治三十九年	浦河町字御園	
東 別 神 社	明治二十八年	浦河町字東別	

名称	創設年代所在地	祭神
金比羅神社	明治二〇年代か？ 静内町入船町	金比羅大権現
泉八幡神社	明治四十二年 新冠町字泉	応神天皇
相馬神社	明治三十五年 平取町字紫雲古津	天御中主神
相馬神社	明治三十七年 平取町字荷葉	天御中主神
八幡神社	明治四十二年 平取町字振内	菅田別命
千呂露神社	明治四十三年 日高町字千栄	
八幡神社	明治四十五年 日高町字岡部	宮城県玉造郡西大崎の故郷八幡神社の神体分遷
福満八幡神社	明治三十二年 日高町福満白字沢附近	八幡大神
八幡神社	明治三十四年 門別町字厚別	八幡大神
賀張金比羅神社	明治四十五年 門別町字厚賀	金比羅大権現
八幡神社	明治三十八年 門別町字清島	八幡大神
幾千世八幡神社	明治四十年 門別町字幾千世	八幡大神

宗派	寺名	創立年代	所在地	本尊	寺号
真宗 本願寺派	乘誓寺	明治二十三年	浦河町	阿弥陀如来	明治 四十一 年
浄土宗	定往寺	明治二十七年	浦河町	阿弥陀如来	大正 四十一 年
日蓮宗	日蓮宗 获伏教会	明治二十五年	浦河町 字 获	宗祖日蓮上人奠定大曼陀羅、三法尊縁日蓮上人木像	明治 四十五 年
浄土宗	善生寺	明治十九年	えりも町	阿弥陀如来 (両眼観音勢至菩薩像)	明治 二十二年
日蓮宗	真浄山 大法寺	明治二十七年	えりも町	阿弥陀如来	昭和 二十二年
浄土真宗 本願寺派	西正寺	明治三十二年	えりも町 字 庶野	阿弥陀如来	昭和 二十四年

真宗 大谷派	竜刀山 智見教寺	明治二十二年	横似町 本 町	阿弥陀如来	不詳
真宗 本願寺派	法散寺	明治二十八年	横似町 沙 台	阿弥陀如来	大正 十年
浄土宗	祥雲寺	明治二十一年	横似町 字 観満	阿弥陀如来	
日蓮宗	北門寺	明治二十四年	三石町 旭町	曼荼羅	明治 二十九 年
曹洞宗	蓮葉山 照法寺	明治二十七年	三石町 本 町	釈迦牟尼仏	明治 四十一年
真宗 本願寺派	崇徳寺	明治二十八年	三石町 字 歌笛	阿弥陀如来	?
真宗 東寺派	三石山 三石寺	明治二十年	三石町 本 町	金剛界大日如来	
真宗 大谷派	亀城山 知恩寺	明治三十二年	三石町 字 本町	阿弥陀如来	大正 四十二 年
真宗 大谷派	大鳳寺	明治三十二年	三石町 字 歌笛	阿弥陀如来	大正 四十二 年
大谷派	浄運寺	明治二十八年	静内町 静内町	阿弥陀如来	大正 四十二 年
法華宗	久遠寺	明治二十五年	静内町 字 豊畑	阿弥陀如来	大正 四十二 年
真言宗	竜徳寺	明治四十二年	静内町 本 町	阿弥陀如来	大正 四十二 年
真宗 本願寺派	西法寺	明治三十五年	静内町 字 東静内	阿弥陀如来	大正 四十二 年
曹洞宗	松雲峯 開山寺	明治四十四年	日高町 三四一番地	釈迦牟尼如来	大正 四十二 年
真宗 大谷派	浄教寺	明治四十四年	日高町 三四一番地	阿弥陀如来	大正 四十二 年
日蓮宗	法華寺	明治三十六年	門別町 字 本町	阿弥陀如来	大正 四十二 年
真宗 大谷派	教王寺	明治三十二年	門別町 字 清島	阿弥陀如来	大正 四十二 年

すでに述べた赤心学校の教会は、明治十九年浦河公会と称し、さらに明治三十一年元浦河組合キリスト教会と改称した。その長い教会の歴史は本道においても珍らしく、教勢にはもちろん盛衰はあるが、信仰に燃ゆる開拓者によって設立されたこの教会が今にして存在することを思う時、神の深き導きを痛感せざるをえない。

また浦河組合キリスト教会は、明治二十二年の設立であるが、これは二十八年前記浦河公会の講義所として発足したものである。

三十三年、四十一年と二度大火で焼失するという厄にあっているが大正に入り信者少数のため元浦河教会に合併した。

明治三十一年五月、ジョン・パチュエラーは高江村武田重四郎宅附近の民家を購入し日本聖公会新冠講義所を開き、有珠より鈴木雅彦を赴任させて伝道に当らせた。

明治二十四年ジョン・パチュエラーがアイヌ研究の傍らキリスト教の布教につとめたが、このことは管内で最も古い。上ピラトリに聖公会を設け、また荷葉に講義所を置いて伝導師をして布教に当らせた。

その他の宗教として天理教がある。

教会名	創始年代	所在地	祭神
天理教河原町大教会	明治三十四年	浦河町字向別	天理王尊(国常立尊但九柱の神の総称)
浦河町分教会	明治三十九年	門別町字厚賀町	天理大神
天理教北厚分教会	明治二十三年	門別町字富川町	天理大神
日高宣教会			

二 育英

1 小学校

この期における学校教育について特記すべきことは、明治十八年金子大書記官の三県巡視復命書に本道の教育法は開拓者育成にはどとおく官吏の養成所の感が深く、学校経費についても人民の負担は重く殖民地の実情に即していない点を指摘し、本道の普通教育法は速かに改善の要ありと強調した。

明治十九年北海道庁が設置されると、初代岩村長官の施政方針が打ち出され、文部省はまた翌二十年四月に小学校規則および小学校簡易科規則などを公布し、小学校教育を簡易にすることとした。

岩村長官これに同調し、「全道移民ラシテ衣食ニ貧シクシテ教育ノミ高ムルノ状態ヲ呈スルコトナカレ」との教育方針を示した。

しかし簡易科の制度は北海道が開拓途上にあるための教育政策で、教育施設や教科内容の低下は開拓や産業の発展のためにはある程度の低下もやむなしとするものであった。従って学校の維持は苦しいものであった。

明治二十年日高管内の小学校の経費については岩村長官が次の如き訓令を発した。内容は、次表の如きものであった。
訓令第十四号(教) (明治廿年四月北海道庁布令)

郡役所

戸長役場(小学校未設ノ役場ハ除ク)

管下町村立学校二要スル一ヶ年ノ経費当分左ノ金額ヲ超エサル様節減ヲ加ヘ収支予算取調伺出ベシ
右訓令ス

明治廿年四月廿三日 北海道庁長官岩村通俊

学校	経費	学校	経費	学校	経費	学校	経費
佐瑠太	一四〇、〇〇	日新	一三六、五〇	浦河	一三七、〇〇	油駒	一四四、〇〇
平取	三七、〇〇	高静	三一、六〇	幌泉	二四五、〇〇	小越	一六〇、〇〇
捫別	一五七、〇〇	門別	一四五、五〇	笛舞	一四四、〇〇	麻野	一六〇、四〇

なお、庁令十号をもって従来小学校は初等、中等、高等を通じて八年制であったがこれを廃し、全道を通じて高等、尋常併置校は三、尋常科は七、他はすべて簡易科とした。

明治二十三年教育勅語が発令となり、ここに教育の大本は明示され、以来太平洋戦争終結まで一貫した教育原理であった。二十四年には北海道教育会の設立を見た。

明治三十二年北海道旧土人保護法が公布され、強力に保護政策をとりアイヌの教育にも大きく関心を示したし、三十四年には旧土人児童教育規定を定めてアイヌの就学率を向上させる対策が講ぜられた。

三十六年には小学校国定教科書制度が公布された。本道は三十八年四月より使用した。

三十七年七月、日高教育会が組織化されて日高教育発展の使命を担った。浦河に日高図書館を設けたのもこの年である。社会教育施設として甚だ意味深いものであったが運営の貧しさから何時しか失われてしまった。

明治四十年、わが国の義務教育については明治五年の学制發布を起源とするが、この年小学令を改正して義務教育六カ年制度が確